

## 宮城県農業農村整備事業等の工事における「週休2日モデル工事」実施要領

(趣旨)

第1 建設産業では、若手技術者の離職や入職者の減少など、将来の担い手確保が大きな課題となっており、建設現場における労働環境の改善が求められている。

本要領は、就労環境の改善を図り、担い手の確保・育成を図る取り組みとして休日を確保できる環境整備を推進するため、宮城県農業農村整備事業等の工事において試行する「週休2日モデル工事」(以下「モデル工事」という。)の実施に当たり必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2 この要領において、次の各号に掲げる用語の意味は、当該各号に定めるところによる。

(1) 週休2日

対象期間を通じた現場閉所の日数が、4週8休以上となることをいう。

(2) 対象期間

現場施工に着手した日(準備期間※1は含まない)から現場施工が完了した日(後片付け期間※2は含まない)までの期間をいう。なお、対象期間において、年末年始を挟む工事では年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間(受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など)は含まない。

※1：準備期間とは、施工に先立って行う、労務、資機材の調達、調査、測量、設計照査、現場事務所の設置等の期間であり、工事の始期から直接工事費に計上されている種別・細別について工事着手するまでの期間をいう。(ただし、直接工事費に計上されている作業からは、照査を行うための作業(足場設置等)は除く)

※2：後片付け期間とは、施工終了後の自主検査、後片付け、清掃等の期間をいう。

(3) 現場閉所

現場安全点検や巡視作業等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所等での事務作業を含めて1日を通して現場作業が行われない状態をいう。

(4) 4週8休以上

対象期間内の現場閉所日数の割合が28.5%(8日/28日)以上の水準に達する状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

(対象工事)

第3 土地改良事業等請負工事積算基準の工種区分を適用する工事を対象とする。(別紙1)ただし、次の各号に該当する工事は除くものとする。

- (1) 災害復旧工事
- (2) 工期に制約等のある工事
- (3) 用地買収、関係機関協議、他工事との調整等で工程に大きく影響する工事
- (4) その他、モデル工事の実施に適さない工事

(発注型式)

第4 発注においては、次のいずれかによる型式を基本とする。

- (1) 発注者指定型(発注者が、週休2日に取り組むことを指定する型式)
- (2) 受注者希望型(受注者が、工事着手前に、発注者に対して週休2日に取り組む旨を協議した上で取り組む型式)

(実施方法)

第5 発注者は、モデル工事の実施に当たって、別紙2に基づき入札公告及び特記仕様書に、「週休2日モデル工事」である旨及びモデル工事の型式を明示するものとする。

- 2 発注者は、土曜日、日曜日及び国民の祝日を現場閉所(以下「休工日」という。)とすることを前提とした工期設定を行うものとする。
- 3 モデル工事の対象期間は、現場施工に着手した日(準備期間は含まない)から現場施工が完了した日(後片付け期間は含まない)までとする。
- 4 モデル工事の対象期間中、原則として土曜日、日曜日及び国民の祝日を現場休工日とする。ただし、現場の特性等に応じて、同月内で別の日に休工日を振り替えできるものとし、その場合においては、4週8休を基本とするものとする。

また、天候等により休工し、作業日を振り替えた場合は休工日として認めるものとする。

なお、災害時の緊急要請や異常気象等による安全パトロール等をやむを得ない事情について休工日として認めるかは、受発注者間の協議により決定するものとし、臨機に対応することとする。

- 5 受注者が発注者指定型及び受注者希望型で週休2日モデル工事に取り組む場合は、工事に着手するまでに第3項、第4項の条件を満たす実施工程表を作成し、発注者に提出するものとする。
- 6 受注者は、下請企業を含む現場の労働者等に対して、休工日においては、休日又は休暇(以下「休日等」という。)を取得し、事務作業や他現場での作業を行わないよう指導するものとする。
- 7 受注者は、対象期間中、やむを得ない理由で休工日に現場作業を行う場合は、事前に発注者にその理由を書面で提出するものとする。

8 受注者は、別図1を参考に工事現場にモデル工事であることを記載したPR看板を設置するものとする。

(実施確認)

第6 受注者は、第5条第5項の実施工程表に基づき、別紙3を参考とし、休工と現場の労働者等の休日等の取得計画が確認できる休日等取得計画書（以下「計画書」という。）を作成し、発注者へ提出するものとする。

2 計画書は月単位を原則とし、初回の提出は、工事に着手するまでとし、それ以降の提出は翌月の作業開始前までとする。

3 受注者は、別紙4の記載例を参考とし、週間工程表を作成し、毎週末に監督職員に提出するものとする。

4 受注者は、発注者に計画書を提出した翌月の1日から7日以内（土曜日、日曜日、国民の祝日を除く）に別紙5の記載例を参考とし、計画書に基づく休日等の取得の実績が確認できる休日等取得実績書（以下、「実績書」という。）を作成し、発注者へ提出するものとする。

なお、工事完成月の実績書の提出は、事務手続きの関係上、工事完成日の20日前※3までに監督職員に提出し、確認を受けなければならない。

※3：工事完成日の20日前が閉庁日の場合は、その前の開庁日とする。

5 監督職員は、受注者から提出を受けた実績書の実施状況について、必要に応じて受注者からの聞き取り及び資料提示等により作業実態の確認を行うものとする。なお、確認は、工事日報等の記録資料等により実施するものとする。

(積算方法)

第7 発注者は、週休2日モデル工事について、対象期間中の現場閉所状況に応じて、それぞれの経費に以下の補正係数を乗じるものとする。

	4週8休以上 〔現場閉所率 28.5% (8日/28日) 以上〕	4週7休以上 4週8休未満 〔現場閉所率 25% (7日/28日) 以上 28.5%未満〕	4週6休以上 4週7休未満 〔現場閉所率 21.4% (6日/28日) 以上 25%未満〕
労務費	1.05	1.03	1.01
機械経費（賃料）	1.04	1.03	1.01
共通仮設費（率分）	1.05	1.04	1.03
現場管理費（率分）	1.07	1.05	1.04

2 発注者は、第5条第8項のPR看板の設置費用について、物価資料の「工事標示板」の費用を  
 共通仮設費の営繕費に積み上げて計上する。ただし、現場環境改善費を計上している場合は、現  
 場環境改善費率に含まれるため、別途計上しないものとする。

3 補正方法

○労務費＝労務費合計×週休2日補正係数

○機械経費（賃料）＝機械経費（賃料）合計×週休2日補正係数

○共通仮設費（率分）＝対象金額×共通仮設費率×施工地域を考慮した補正係数  
 ×週休2日補正係数

○現場管理費（率分）＝対象金額×現場管理費率×施工地域を考慮した補正係数  
 ×週休2日補正係数

(1) 発注者指定型

当初積算において4週8休以上の達成を前提とした補正係数を各経費に乗じるものとする。

なお、設計変更時において4週8休に満たない場合は、現場閉所の達成状況に応じた経費補  
 正の見直しを行うものとし、4週6休に満たない場合は、全ての補正分を減額変更するもの  
 とする。

(2) 受注者希望型

設計変更時において現場閉所の達成状況に応じた経費の補正を行うものとする。

4 市場単価方式による週休2日の積算にあたっては、現場の閉所状況に応じて、下表の補正係数  
 を乗じるものとする。

市場単価方式による週休2日の取得に要する費用の計上に関する補正係数

名称	区分	補正係数		
		4週8休以上	4週7休以上 4週8休未満	4週6休以上 4週7休未満
鉄筋工（太径鉄筋を含む）		1.05	1.03	1.01
鉄筋工（ガス圧接）		1.04	1.02	1.01
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.01	1.01	1.00
	撤去	1.05	1.03	1.01
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.04	1.02	1.01
	撤去	1.05	1.03	1.01
防護柵設置工（落石防護柵）		1.02	1.01	1.00
防護柵設置工（落石防止柵）		1.03	1.02	1.01

防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.01	1.01	1.00
	撤去	1.05	1.03	1.01
道路標識設置工	設置	1.01	1.01	1.00
	撤去・移設	1.04	1.03	1.01
道路付属物設置工	設置	1.02	1.01	1.00
	撤去	1.05	1.03	1.01
法面工		1.02	1.01	1.00
吹付砕工		1.03	1.02	1.01
軟弱地盤処理工		1.02	1.01	1.00
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.02	1.01	1.00
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.04	1.02	1.01
橋面防水工		1.02	1.01	1.00

（工事成績考査等）

第8 発注者は、現場閉所状況や、第5条第5項及び第6条に基づく必要書類の提出状況等に応じて、別紙6に基づき、当該工事の工事成績考査において加点評価するものとする。

2 発注者は、受注者が計画書どおりに休日等の確保ができなかった場合において、そのことによる文書での改善指示や工事成績考査の減点などの措置は課さないものとする。

（週休2日実施証明書の発行について）

第9 4週8休以上の現場閉所を達成した工事については、「ICT活用工事及び週休2日実施工事に関する証明書発行実施要領」に基づき、発行手続きを適切に行うこと。

附 則

この要領は、令和2年10月1日から施行する。

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

この要領は、令和3年10月1日から施行する。

この要領は、令和4年4月1日から施行する。ただし、令和4年3月31日以前に入札公告したモデル工事では令和4年4月1日以降に完成検査を行うものについては、要領第8条第1項における工事成績考査への加点評価は令和4年4月1日施行の要領を適用する。

この要領は、令和4年11月1日から施行する。ただし、令和4年10月31日以前に入札公告したモデル工事については従前の要領による。

この要領は、令和5年4月1日から施行する。